青森県報

第四千五百二十一号
平成三十年十月二十九日（月曜日）

目次

告示

○生活保護法による指定医療機関の事業所の所在地変更の届出……（健康福祉政策課）…一
○生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出……（同）…一
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出…（同）…二
○特定行為業務の登録……（障害福祉課）…二
○障害福祉サービス事業者の指定……（同）…三
○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……（同）…三
○公共測量の終了……（監理課）…三
○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……（会計管理課）…三

公告

○建設業者の許可の取消し……（東青地域県民局）…四
○右　同……（同）…四
○右　同……（同）…四

出先機関

○土地改良区の役員の就任及び退任……（中南地域県民局）…五
○右　同……（上北地域県民局）…五

公安委員会

○駐車監視員資格者講習の実施……（交通指導課）…六

告示

青森県告示第七百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年十月二十九日

青森県知事　三村申吾

区分	事業者		事業所		変更年月日
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
変更前	津軽三育介護サービス株式会社	南津軽郡田舎館村大字川部字上西田一三〇の一二	訪問看護ステーションぶどうの実	南津軽郡田舎館村大字川部字中西田一〇八の一三コーポ葛西No.1	平成三〇・四・一
変更後				南津軽郡田舎館村大字川部字上西田一三〇の一四	

青森県告示第七百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告

示する。

平成三十年十月二十九日

青森県知事　三　村　申　吾

区分		変更前	変更後
介護予防事業者	名称	津軽三育介護サービス株式会社	津軽三育介護サービス株式会社
	主たる事務所の所在地	南津軽郡田舎館村大字中川字上部舎館一田一三〇の一二	南津軽郡田舎館村大字中川字上部舎館一田一三〇の一二
介護予防事業の種類		介護予防訪問看護	介護予防訪問看護
介護予防事業所	名称	訪問看護ステーションぶどうの実	訪問看護ステーションぶどうの実
	所在地	南津軽郡田舎館村大字中川字上部舎館一田一三〇の一八中の西	南津軽郡田舎館村大字中川字上部舎館一田一三〇の一四
		1葛西一三コーポNo.	
変更年月日		平成三〇・四・一	

青森県告示第七百三十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年十月二十九日

青森県知事　三　村　申　吾

区分		変更年月日
介護予防事業者	名称	
	主たる事務所の所在地	
介護予防事業の種類		
介護予防事業所	名称	
	所在地	

変更前	変更後
津軽三育介護サービス株式会社	津軽三育介護サービス株式会社
南津軽郡田舎館村大字中川字上部舎館一田一三〇の一二	南津軽郡田舎館村大字中川字上部舎館一田一三〇の一二
介護予防訪問看護	介護予防訪問看護
訪問看護ステーションぶどうの実	訪問看護ステーションぶどうの実
南津軽郡田舎館村大字中川字上部舎館一田一三〇の一八中の西	南津軽郡田舎館村大字中川字上部舎館一田一三〇の一四
1葛西一三コーポNo.	
平成三〇・四・一	

青森県告示第七百三十三号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年十月二十九日

青森県知事　三　村　申　吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業所 名称	事業所 所在地	業務開始予定年月日	備考
〇三二〇〇〇〇三二	平成三〇・一〇・二五	株式会社すみれーな	上北郡東北町上北一丁目三四の一	株式会社すみれーな有料老人ホームすみれーな舟見町	八戸市陽五丁目七の二四	平成三〇・一〇・二五	住宅型有料老人ホーム
〇三二〇〇〇〇三二	〃	医療法人すみれ会	上北郡東北町上北一丁目三四の一〇三	医療法人すみれ会すみれーサテライト舟見町	八戸市陽五丁目七の二四	〃	訪問介護、予防・日常生活支援総合事業

青森県告示第七百三十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成三十年十月二十九日

青森県知事　三　村　申　吾

指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
医療法人光和会	むつ市新町一〇の四六	居宅介護	にこにこ訪問介護ステーション	むつ市金曲三丁目五の二九	平成三〇・一一・一

青森県告示第七百三十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成三十年十月二十九日

青森県知事　三　村　申　吾

指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人阿闍羅会	南津軽郡大鰐町大字三ツ目内字水沢出口一一七の一	共同生活援助	グループホームつつじ	南津軽郡大鰐町大字大鰐字湯野川原九〇の一二	平成三〇・一〇・三一

青森県告示第七百三十六号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月二十九日

青森県知事　三　村　申　吾

一　測量計画機関
　青森市
二　測量の種類
　公共測量（空中写真測量）
三　測量の期間
　平成三十年五月十一日から同年九月二十八日まで
四　測量の地域
　青森市地内

青森県告示第七百三十七号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成三十年十月二十九日

青森県知事　三　村　申　吾

第二号の表中

「青い森信用金庫十和田営業部　十和田市西三番町」を

「青い森信用金庫十和田営業部　十和田市西二番町」に改め、

「青い森信用金庫北園支店　十和田市西一番町」を削る。

公　告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年十月二十九日

青森県知事　三　村　申　吾

一　商号又は名称　有限会社猪股
二　代表者の氏名　猪股光男
三　主たる営業所の所在地　青森市浪岡大字浪岡字平野一二三の四
四　許可番号　青森県知事許可（般―二七）第一〇〇三〇七号
五　取消年月日　平成三十年十月十日
六　取消しに係る建設業の許可
　土木工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可
七　取消しの原因となった事実
　平成三十年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年十月二十九日

青森県知事　三　村　申　吾

一　商号又は名称　株式会社コアシス
二　代表者の氏名　榊美樹
三　主たる営業所の所在地　青森市勝田一丁目一九の六
四　許可番号　青森県知事許可（般―二七）第一〇〇二七一号
五　取消年月日　平成三十年十月十五日
六　取消しに係る建設業の許可
　大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可
七　取消しの原因となった事実
　平成三十年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年十月二十九日

青森県知事　三　村　申　吾

一　商号又は名称　太田工務店
二　氏名　太田鐵美
三　主たる営業所の所在地　青森市浪岡大字浪岡字五所六の二
四　許可番号　青森県知事許可（般―二九）第一四八一五号
五　取消年月日　平成三十年十月十六日
六　取消しに係る建設業の許可
　建築工事業に係る一般建設業の許可
七　取消しの原因となった事実
　平成三十年七月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、杭止堰土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年十月二十九日

中南地域県民局長　中　平　雅　夫

役員の区別	氏名	住所	就任及び退任の年月日
理事	西澤　孝政	弘前市大字如来瀬字種本三七の一	平成三〇・一〇・一就任
〃	對馬　孝夫	〃　大字鳥井野字長田二一〇	〃
〃	澁谷　榮悦	〃　大字兼平字猿沢二三の八	〃
〃	三上　金蔵	〃　大字愛宕字山下一四七	〃
〃	鼻和　健安	〃　大字鼻和字西田二三五の三	〃
〃	神　美津男	〃　大字富栄字浅井名五四	〃
〃	鳴海　清彦	〃　大字蒔苗字福岡一一	〃
〃	石郷岡　浩昭	〃　大字前坂字船山八四の一	〃
監事	對馬　敏彦	〃　大字鳥井野字長田一四〇	〃
〃	本田　寿光	〃　大字鼻和字岩井五二の一	〃
〃	髙屋　和己	〃　大字富栄字笹崎一七四	〃
理事	対馬　允	〃　大字鳥井野字長田八四の一	三〇・九・三〇退任
〃	西澤　孝政	〃　大字如来瀬字種本三七の一	〃
〃	澁谷　榮悦	〃　大字兼平字猿沢二三の八	〃
〃	三上　金蔵	〃　大字愛宕字山下一四七	〃
〃	前田　哲男	〃　大字鼻和字西田二八〇の四	〃
〃	神　金造	〃　大字富栄字鳥羽四二	〃
〃	鳴海　清彦	〃　大字蒔苗字福岡一一	〃
〃	石郷岡　浩昭	〃　大字前坂字船山八四の一	〃
監事	對馬　敏彦	〃　大字鳥井野字長田一四〇	〃
〃	本田　寿光	〃　大字鼻和字岩井五二の一	〃
〃	髙屋　和己	〃　大字富栄字笹崎一七四	〃

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、下砂土路土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年十月二十九日

上北地域県民局長　櫻　庭　憲　司

役員の区別	氏名	住所	就任及び退任の年月日
理事	千葉　政志	上北郡東北町大字大浦字井尻一四の一	平成三〇・九・五就任
〃	榊　良彦	〃　字南家裏三六	〃
〃	新山　尚弘	〃　字井尻九八	〃
〃	小笠原　晶一	〃　字向山二八の二	〃
〃	小笠原　秀男	〃　字家ノ裏二二の二	〃
〃	沼山　一	〃　字舘野八の一	〃
〃	新山　忠幸	〃　字明堂向七七	〃
〃	小笠原　強	〃　字舘野八八の一	〃
監事	竹内　正義	〃　字東道ノ上三一の一	〃

〃	市川　英一郎	〃	字舘野三〇	〃
理　事	千葉　政志	〃	字井尻一四の一	三〇・九・四退任
〃	榊　良彦	〃	字南家裏三六	〃
〃	小笠原　正治	〃	字舘野三八の一	〃
〃	新山　尚弘	〃	字井尻九八	〃
〃	小笠原　晶一	〃	字向山二八の二	〃
〃	小笠原　秀男	〃	字家ノ裏二二の二	〃
〃	沼山　一	〃	字舘野八の一	〃
〃	新山　忠幸	〃	字明堂向七七	〃
監　事	竹内　正義	〃	字東道ノ上三一の一	〃
〃	市川　英一郎	〃	字舘野三〇	〃
〃	沼尾　富夫	〃	字立野四二の四	〃

公安委員会

青森県公安委員会告示第百十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の十三第一項第一号イに規定する講習を次のとおり行うので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）第六条の規定により公示する。

平成三十年十月二十九日

青森県公安委員会委員長　高　畑　紀　子

一　講習等の期日

1　講習

平成三十年十二月三日及び同月四日午前八時五十分から午後五時三十分まで

（受付時間　両日とも午前八時三十分から午前八時四十五分まで）

2　修了考査

平成三十年十二月十日午前九時から午前十時まで

（受付時間　午前八時三十分から午前八時四十五分まで）

二　講習等の場所

青森市大字三内字丸山一九八の四

青森県運転免許センター二階第二、第三学科試験場

三　受講定員

十名程度

四　受講申込方法等

1　申込期間

平成三十年十一月二十日から同月二十二日まで

（受付時間　午前九時から午後四時まで）

2　申込場所（問い合わせ先）

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部交通部交通指導課指導取締係

電話〇一七―七二三―四二一一　内線五一三一

3　申込方法

受講申込者本人が、次の書類等を四の2の申込場所に直接持参して申し込むこと。

なお、申込書は、交通指導課で受領するか、又は青森県警察ホームページからダウンロードして使用すること。

㈠　駐車監視員資格者講習受講申込書

㈡　講習手数料二万円（青森県収入証紙で納付すること。）

4　その他

申込時、講習受講日及び修了考査の日には、運転免許証等顔写真付きの身分証明書類を提示すること。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青　森　県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭